

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 141 号 観光施設課	松江市玉造温泉ゆ〜ゆの設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市玉造温泉ゆ〜ゆの利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、利用料金基準額を改定するもの。 料金改定案件

備 考				
改正内容				
松江市玉造温泉ゆ〜ゆの利用料金基準額を次のとおり増額するもの。				
利用区分		単位	改正後	改正前
浴場	大人(中学生以上)	1 人	600 円	500 円
	小人(小学生以下)	1 人	300 円	250 円
大ホール	基本料金	2 時間まで	7,540 円	6,285 円
	超過料金	1 時間	3,770 円	3,142 円
会議室	全面	基本料金	5,020 円	4,190 円
		超過料金	2,510 円	2,095 円
	半面	基本料金	3,770 円	3,142 円
		超過料金	1,880 円	1,570 円

| 施行期日 | | | | |
| 令和 7 年 4 月 1 日 | | | | |